

## 秋田県水源森林地域の保全に関する条例施行規則の一部改正(案)に関する 意見の募集について

秋田県では、森林の水源涵（かん）養機能を維持するため、「秋田県水源森林地域の保全に関する条例」に基づき土地利用の適正化に取り組んでいます。

この度、届出書に「国籍等」の記載欄を追加する一部改正を行います。

### 1 改正の趣旨及び概要

#### ○名称

秋田県水源森林地域の保全に関する条例施行規則の一部改正（案）

#### ○目的

水源森林地域における適正な土地利用の確保を図るため。

#### ○内容

同地域内の土地の所有権等の移転、又は設定をする契約を締結しようとする場合の届出事項に、当該所有権等の移転又は設定を受けようとする者の「国籍等」を追加する。

### 2 意見の提出期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月30日（木）まで（必着）

### 3 資料の閲覧方法

以下の場所で資料を閲覧いただけます。

#### ○秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」

(<https://www.pref.akita.lg.jp/>) > 部署別 > 農林水産部 > 森林資源造成課)

#### ○窓口での閲覧

- ・ 県農林水産部 森林資源造成課（本庁舎4階）
- ・ 県総務部 広報広聴課（本庁舎1階）
- ・ 各地域振興局 総務企画部 地域企画課

### 4 意見の提出方法

以下のいずれかの方法により提出してください。様式は任意ですが、WEBサイトに掲載の「参考様式」もご利用いただけます。

〈提出方法〉

- ・ 電子メール morizo@pref.akita.lg.jp
- ・ ファクシミリ 018-860-3828
- ・ 郵便 〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1  
秋田県農林水産部 森林資源造成課 宛

### 5 提出にあたっての留意事項

#### ○氏名、住所の明記

提出の際は必ず氏名、住所を記載してください。記載が無い場合、意見として取り扱えないことがあります。

#### ○意見の公表

提出いただいた意見は、県の考え方を付して公表します（住所・氏名は公表しません）。

#### ○整理統合

同趣旨の意見が複数ある場合は、まとめて公表することがあります。

#### ○その他

案に対する単なる賛否のみの表明については、個別の回答は行いません。